

2026年 2月 24日

埼玉労働局長

片淵 仁文 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

申出者氏名	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会 会長 今井 信博
住所及び電話	さいたま市浦和区岸町 7-5-19 あけぼのビル 2 階 048-834-2300

特定（産業別）最低賃金の改正について、次の通り申出ることを表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

- (1) 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- (2) 埼玉県光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業最低賃金
- (3) 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
- (4) 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- (5) 埼玉県自動車小売業最低賃金

2. 申出の理由

- (1) 前記1の(1)(2)(3)(4)については、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、当該最低賃金の適用労働者数の概ね3分の1以上となっている。
- (2) 前記1の(5)については、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出する。
- (3) 企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が存在している。

3. 申出の時期

令和8年7月上旬 予定

以上

